令和５年１０月

小中学校の教員を目指す皆様へ

# 松本市中原淑子（なかはらよしこ）育英基金奨学金（給付型奨学金）のご案内

松本市中原淑子育英基金奨学金は、長野県内の小中学校の教員を目指す大学生の修学を支援することを目的に、返還不要の奨学金を最大４年間にわたって給付する制度です。

記

１　応募資格

⑴　本人又は生計を一にする家族が申請の日から起算して１年以上松本市に住所を有すること。

⑵　大学等の卒業後、直ちに、教員として長野県内の小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部又は中学部を含む。）に就業する意思があること（教諭、講師、非常勤講師等の採用形態は問わない。）。

⑶　経済的な理由により、修学困難と認められること。

⑷　成績優秀かつ品行方正であり、修学意欲が認められること。

２　給付額

月額４万円　※正規の修学期間（上限４年間）で上限１９２万円

３　手続方法

右のQRコードから松本市ホームページをご確認ください。
または「松本市中原淑子育英基金奨学金」と検索してください。

５　提出期限

**令和５年１２月２６日（火）**

※在籍する学校長の推薦書が必要です。期限には余裕をもって準備してください。

６　その他

⑴　奨学生の選考結果は採否にかかわらず、令和６年２月中に通知する予定です。

⑵　大学等の卒業後直ちに長野県内小中学校の教員として勤務しないとき等、奨学金を返還していただく場合があります。ホームページ掲載情報をよく確認して申請してください。

松本市教育委員会　学校教育課　学務担当
担当：小松
〒390-0874
松本市大手３丁目８番１３号　大手事務所４階
TEL　３３－９８４６　FAX　３４－３２０６
メール　g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

この用紙は市役所で発生した使用済み古紙を再生したものです。